

学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年9月20日提出

提出者 富岡市議会議会運営委員会
委員長 茂原 正秀

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項及び教育基本法第5条第4項により義務教育については授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

令和6年6月12日に発表された「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果によると、1,794自治体のうち令和5年度中に何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、予定を含め775自治体であり、小中学生全員を対象に無償化しているのは547自治体となっている。

全国の自治体はその財政力から無償化の実施が困難な自治体もあり、実施している自治体であってもその財源確保に苦慮している実態がある。義務教育における多岐にわたる保護者負担の増大に対処するためには、学校給食費の無償化を子ども、子育て政策に位置づけることも重要である。学校教育の一環としての豊かな学校給食を保障するとともに、全国の私立や特別支援学校などあらゆる学校の給食を無償とするには、都道府県の関与が必要不可欠である。

よって、群馬県に対し、学校給食費の無償化の実現のため、必要な措置を講じることを強く求めるものである。

- 1 国による全国一律無償化が実現するまでの間、県内市町村間で格差が生じることがないように群馬県の制度として、県内一律の無償化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日

群馬県知事 あて

富岡市議会議員 佐藤 信次